

小児の肺炎球菌感染症予防接種説明書

【対象者】

生後2月から生後60月に至るまで（5歳誕生日の前日まで）の間にあるお子さん

【標準的な接種開始時期】

初回接種開始：生後2月から生後7月に至るまでの間

【ワクチンについて】

ワクチンは、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）を基本とします。ただし、当面の間は沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV15）も使用することができます。

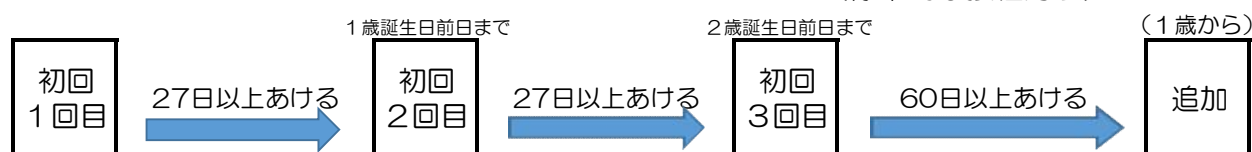
接種方法は、筋肉内又は皮下注射となります。

PCV13で接種を開始した場合は、PCV20に切り替えて接種してください。

PCV15で接種を開始した場合は、2回目以降も原則、PCV15を接種してください。原則によることができない場合は、PCV20を接種することもできます。

【接種回数・間隔】（接種開始月齢により接種回数が異なります）

●生後2か月～7か月未満で接種開始した場合：4回接種（標準的な接種方法）

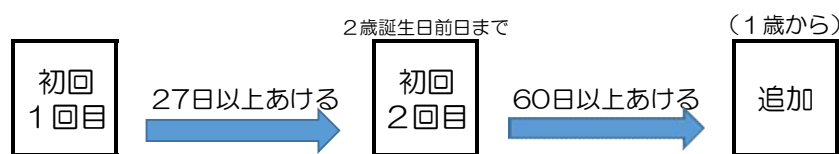


※1歳のお誕生日前日までに2回目、2歳のお誕生日前日までに3回目を接種する。

2回目の接種をせずに1歳を超えてしまった場合は、2回目と追加接種をして完了。（3回目なし）

2回目または3回目の接種をせずに2歳を超えてしまった場合は、追加接種をして完了。（2・3回目なし）

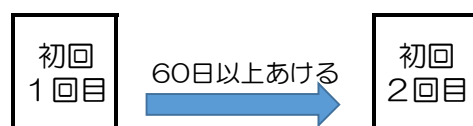
●生後7か月～1歳未満で接種開始した場合：3回接種



※2歳のお誕生日前日までに2回目を接種する。

2回目の接種をせずに2歳を超えてしまった場合は追加接種をして完了。（2回目なし）

●1歳～2歳未満で接種開始した場合：2回接種



●2歳を過ぎて接種開始した場合：1回接種

【受け方】

- ・接種場所：市内協力医療機関（別紙一覧）…必ず予約してください。
- ・料 金：無 料
- ・持 ち 物：母子健康手帳、予診票（ご記入のうえ）、

マイナンバーカード(またはこども医療費受給資格者証)

※栃木市から転出をした場合、栃木市発行の予診票は使用できません。

※市外の医療機関で接種を希望する場合は、事前に健康増進課感染症対策係までご相談ください。

肺炎球菌とは

肺炎球菌感染症は、肺炎球菌という細菌によって発生する病気で、そのほとんどが5歳未満で発生し、特に乳幼児での発生に注意が必要です。

集団生活が始まるとほとんどの子どもが持っているといわれる菌で、主に気道の分泌物により感染を起こします。しかし、これらこの菌が何らかのきっかけで進展すると、肺炎や中耳炎、敗血症、髄膜炎等になったり、あるいは血液中に菌が侵入するなどして重篤な状態になることがあります。

特に髄膜炎をきたした場合には2%の子どもが亡くなり、生存した子どもの10%に難聴、精神発達遅滞、四肢麻痺、てんかんなどの後遺症を残すと言われています。

小さい子どもほど発症しやすく、特に0歳児でのリスクが高く、ときに致死的であり救命しても後遺症を残す可能性があります。

ワクチンの副反応

国内の皮下接種での副反応は、接種局所の紅斑（皮膚の赤み）（67.8～74.4%）、腫張（はれ）（47.2～57.1%）、全身反応として発熱（32.9～50.7%）などが認められています。

【受ける前の注意点】

- ①予防接種の説明書や「予防接種と子どもの健康（小冊子）」をよく読み、必要性や副反応等について充分ご理解ください。
- ②当日は、お子さんの体や衣服を清潔にしてください。
- ③当日は朝から、お子さんの状態をよく観察しふだんと変わったところがないか確認してください。
なお、検温は接種場所で行いますが、できれば数日前から体温を計り健康状態をチェックしておくといでしょう。少しでもお子さんの体調に不安がある場合は、予防接種を見合わせてください。
- ④お子さんの体調等がよく分かる保護者(父母又は未成年後見人)の方がお連れください。

【受けることができない場合】

- ①明らかに発熱している場合（37.5度以上）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③その日に受ける予防接種の接種液の成分又はジフテリアトキソイドで、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな場合
- ④その他、医師が不適当な状態と判断した場合

【医師とよく相談しなくてはならない場合】

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けている場合
- ②予防接種で、接種後2日以内に発熱の見られた場合及び発しん、じんましんなどのアレルギーと思われる異常があった場合
- ③過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある場合
- ④過去に免疫不全の診断がなされている場合や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる場合
- ⑤その日に受けるワクチンの成分（抗菌薬、安定剤なども含む）に対してアレルギーがある場合
- ⑥麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん等にかかり、治ってから4週間以上たっていない場合
- ⑦周囲(家族・友達など)に、感染症の病気（麻しん・おたふくかぜ・風しん・水痘など）にかかっている人がいる場合
- ⑧血小板が減少している、出血した際に止まりにくいなどの症状のある場合
- ⑨風邪などのひきはじめと思われる場合。体調の悪い時はなるべく見合わせましょう。

【予防接種を受けた後の注意】

予防接種を受けた後30分間くらいは、お子さんの様子に注意してください。急な副反応は、この間に起こることがあります。

- ・安 静 … 接種当日は安静にして、激しい運動はひかえてください。
- ・入 浴 … 入浴は差しつかえありませんが、接種した部位はこすらないでください。
熱があるようでしたらひかえましょう。
- ・副反応… 接種後1週間は、副反応の出現にご注意ください。接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

【予防接種による健康被害救済制度について】

予防接種法に基づく定期予防接種によってひき起された副反応により、医療機関で治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害が残ったりした時は、その予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、国の定める医療費・医療手当・障害年金等の給付を受けることができます。給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師や健康増進課へご相談ください。

【お知らせ】

- ・接種期間を過ぎると任意の接種（全額自己負担）となりますので、ご注意ください。
- ・長期にわたる疾病等により、生後60月（5歳）に至るまでの間に小児用肺炎球菌の予防接種を受けることが難しい場合は健康増進課までご連絡ください。

お問合せ先 保健福祉部 健康増進課 感染症対策係 Tel（0282）25－3512 栃木市今泉町2－1－40（栃木保健福祉センター内）

